平成２８年（フ）第４５７号
宮城県亘理郡亘理町逢隈高屋字道下83番地２　すまいる22番館105
債務者　熊谷　一也
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５０１号
仙台市太白区萩ケ丘22番12号　ジュネスＳＫＢ棟106
債務者　千葉まゆみ（旧姓菊田）
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５３３号
仙台市若林区荒井字広瀬東29番地　荒井東市営住宅２棟406
債務者　氏家　兼次
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４８号
福島県いわき市郷ケ丘４丁目27番地の29
債務者　谷川　幸世
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第５０号
福島県いわき市小名浜字芳浜５番地の17　芳浜ハイツ５
債務者　伊藤　孝博
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第２３０号
山梨県笛吹市石和町川中島332番地　安部住宅７号、前住所山梨県笛吹市石和町川中島678番地１　須田アパート　堀内方
債務者　飯野美智子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４５号
山梨県甲斐市竜王新町1630番地51　赤坂台ピット101
債務者　岩下　保幸
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８２号
金沢市神宮寺１丁目４番15号（アルカディア31Ⅱ・205号）、申立時の住所長野県飯山市大字飯山7915番地１　水上団地Ｆ342号
債務者　吉田　一也
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
長野市大字鶴賀90番地２　シャルムはまなす102
債務者　中野　誠也
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
長野市稲田１丁目５番３号
債務者　櫻井小百合
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６７号
岐阜市正木1561番地１
債務者　都築　良子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２１３号
岐阜市上土居２丁目17番21号　（Ｐａｒｋ　ｄ’Ａｚｕｒ　101号）、前住所岐阜県各務原市那加巾下町38番地１　（サニープレイスⅠ105）
債務者　齋藤　稜典
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２４７号
岐阜県羽島郡笠松町北及1774番地　（コーポドリーム　Ｂ号室）
債務者　木村　好彦
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２８３号
岐阜市折立10番地
債務者　**兼**原喜美子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１６９号
静岡県富士宮市大岩４番地の１　サニーコートＢ棟202号、前住所富士宮市山宮1118番地の５
債務者　遠藤　幸伸
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１７０号
静岡県富士市久沢197番地の10レオパレス久沢202号、前住所静岡県富士市厚原2099番地の13
債務者　高橋　政則
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第３１７号
兵庫県姫路市勝原区山戸171番地４
債務者　滝川　　薫
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで　神戸地方裁判所姫路支部